

「令和7年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和7年5月14日

■提案内容について

質問	回答
事業を受託した際には、既存動画のデータをイベント等で活用することはできますでしょうか。	活用可能です。ただし、データの提供方法は、事業採択後要相談とさせていただきます。
すでに交流のある小学校や中学校と直接交渉ができる場合は企画提案内容に出前講座を入れても良いでしょうか。	今回は仕様書「6.企画提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、提案しないでください。
チラシ配布について、大阪府を介さずに、すでに交流のある小学校や中学校に直接連絡をとり、チラシ配布を行っても良いでしょうか。	そのような場合であっても、今回は仕様書「6.企画提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、提案しないでください。
「参加者全員に〇〇を配布」「参加者の中から抽選で〇名に〇〇割引券をプレゼント」のような手法は用いないこと、とありますが、例えば、イベント参加者にステッカー等の商品を渡したり、優勝者に賞金出したりすることは可能でしょうか。またイベント開催にあたりスポンサー企業を募ることは可能でしょうか。	仕様書「5. 業務内容及び企画提案を求める事項」に記載のとおり、提案できません。また、委託費の範囲外で金銭のやり取りが発生するような提案はできません。
新しく動画を作成してもよいのでしょうか。	動画を作成していただいても構いませんが、既存の動画等も活かす、魅力発信のアプローチ方法を変更するなど、過去の類似内容は提案しないようお願いいたします。

■プレゼンテーションについて

質問	回答
プレゼンテーションの際に、企画提案で提出した資料とは別に作成したものをスライドに投影してもよいのでしょうか。	公募要領「7 審査の方法」に記載のとおり、投影される場合は、企画提案で提出いただいた資料を投影する形となります。